

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	36	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          （商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置）          商業地等及び住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。</p> <p>（商業地等に係る減額措置）          商業地等に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。</p> <p>（税負担急増土地に係る減額措置）          税負担急増土地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。</p> <p>・ 特例措置の内容          現行の負担調整措置及び、以下の特例措置の適用期限を3年間延長する。          （商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置）          商業地等及び住宅用地について、負担水準（＝前年度の課税標準額÷今年度の評価額）をもとに、今年度課税標準額を決定し、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和する。</p> <p>＜商業地等＞          ア 負担水準が70%以上の場合 : 今年度の評価額の70%に引き下げ          イ 負担水準が60%以上70%未満の場合 : 前年度課税標準額と同額に据置          ウ 負担水準が60%未満の場合 : 今年度の評価額の5%を前年度課税標準額に上乘せ</p> <p>＜住宅用地＞          ア 負担水準が100%以上の場合 : 課税標準額は評価額の100%とする          イ 負担水準が100%未満の場合 : 今年度の評価額の5%を前年度課税標準額に上乘せ</p> <p>（商業地等に係る減額措置）          商業地等の固定資産税等の負担調整措置において一律に課税標準額を評価額の70%まで引き下げる措置（課税標準額の法定上限率）を地方公共団体の条例により、さらに60～70%の範囲で引き下げることを可能とする。</p> <p>（税負担急増土地に係る減額措置）          住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税について、地方公共団体の条例により、前年度税額に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することを可能とする。</p>		
関係条文	地方税法附則第18条、第25条 地方税法附則第21条、第27条の4 地方税法附則第21条の2、第27条の4の2		
	ページ	36—1	

減収 見込額	[初年度] — ( ▲97,008 ) [平年度] — ( ▲97,008 ) [改正増減収額] — ( 単位：百万円 )
要望理由	<p>(1) 政策目的 負担調整措置や条例減額制度による負担軽減を通じた、デフレ脱却と経済の再生の実現</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地等においては、実効税率が大幅に上昇し納税者の負担感は大きくなっている。</li> <li>・固定資産税の上昇は、都市部から地方部に至る幅広い地域の、中小企業、個人事業主を含む様々な規模・業種の不動産保有コストを上昇させ、投資マインドを冷やし、経済の活性化を阻害する。</li> <li>・このため、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和する負担調整措置や、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により、商業地の負担水準の上限を60～70%の範囲で引き下げることが可能とする制度、及び固定資産税の負担の上昇幅を1.1以上で条例で定める範囲内で抑制出来ることを可能とする制度を存置し、特に税負担感の高い商業地等における負担軽減を図ることによって、都市再生、地域活性化や土地の有効利用を促進することで、デフレを脱却し、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る必要がある。</li> </ul>
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日 閣議決定）（抄）          新たな第一の矢は、「希望を生み出す強い経済」である。（略）地方に眠る可能性を更に開花させる。既存の規制・制度の改革を断行する。あらゆる政策を総動員していくことにより、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指す。</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日 閣議決定）（抄）          第4章 当面の経済財政運営と平成30年度予算編成に向けた考え方          2. 平成30年度予算編成の基本的考え方          （1）「経済・財政再生計画」の着実な実行          （略）          「経済・財政再生計画」で掲げた「財政健全化目標」の重要性に変わりはなく、基礎的財政収支（P/B）を2020年度（平成32年度）までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。このため、「経済再生なくして財政健全化なし」との方針の下、<u>デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革という「3つの改革」を確実に進めていく必要がある。</u></p> <p>・基本方針（平成29年8月3日 閣議決定）（抄）          内閣一丸となって、我が国の未来を拓く。頑張った人が報われる、「誇りある日本」を取り戻すため、内閣の総力を挙げて、以下の政策を推し進める。          （略）          （1）希望を生み出す強い経済  <u>強い経済なくして、明日の「希望」を生み出すことはできない。今後も「経済最優先」で政権運営にあたる。</u>  <u>「戦後最大のGDP600兆円」の実現を目指す。</u>          これまでの「三本の矢」の経済政策を一層強化し、雇用の改善や賃金アップによる「経済の好循環」を継続することで、<u>デフレからの脱却を目指す。</u>          北は北海道から、南は沖縄まで、「目に見える地方創生」を本格的に進める。近年、全国各地で自然災害により甚大な被害が発生したことを教訓に、引き続き危機管理対応に万全を期すとともに、事前防災のための国土強靱化を推進する。          高齢者も若者も、女性も男性も、難病や障害を抱える人も、誰もが活躍できる社会を目指し、女性が輝く社会の実現などに取り組む。</p> <p>・国土交通省政策評価体系          政策目標7 都市再生・地方創生等の推進          施策目標25 都市再生・地方創生を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>・名目GDP600兆円の実現          ・デフレ脱却・経済再生          ・都市再生・地方創生の推進</p> <p>（本制度は、固定資産税の負担を軽減することで、デフレ脱却や経済の再生に水をさすことを防ぐものである。本制度がなかった場合の経済実態を把握することはできず、本目標は様々な政策の効果が相まって達成されるものであるため、数値目標を設定し、本措置の効果を定量的に評価することは困難である。）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日）
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同一	

合理性	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	(負担調整措置) — (商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において適用が見込まれる。 (税負担急増土地に係る減額措置) 7 地方公共団体において適用が見込まれる。 ※地方公共団体へのアンケート調査による。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	商業地等における固定資産税の増加は、企業の投資行動や賃金設定にマイナスの影響をあたえ、デフレ脱却や経済の再生に水を差すことになる。本制度は、その負担を軽減するため、デフレからの脱却を確実なものとするかや経済成長に資するものであり、有効性の高い措置である。 また、条例減額制度について、都市再生・地方創生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本制度は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、民間企業の活動を刺激し、経済を活性化することでデフレ脱却や経済の再生につながるため、有効な手段であり、妥当である。 また、負担調整措置は平成6年度の固定資産税評価額を地価公示の7割とした際に、税負担の急増を緩和するため導入された措置であり、塩川自治大臣書簡で「今回の見直しは、固定資産税にとっては抜本的な改正に等しいものですが、この見直しが、いやしくも増税の目的で行うとの誤解を受けるようなことになれば大変なことになります。(中略)このように今回の固定資産税の見直しは、土地評価の均衡化・適正化を図ることが目的であり増税を目的としたものではありません。」とされているところ。前述より、増税となるようなことは避けるべきであり、引き続き、負担調整措置をとることが妥当であると考えられる。 また、本制度は、地方公共団体の財政の安定性や課税の公平性に悪影響を及ぼさない範囲内において、都市再生・地方創生の推進のために、地方公共団体独自の負担軽減措置を許容するものであり、施策手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(負担調整措置) — (商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において実施 (平成 28 年度) (税負担急増土地に係る減額措置) 7 地方公共団体において実施 (平成 28 年度) ※地方公共団体へのアンケート調査による。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>税負担の軽減がなされることで、企業の投資活動の活発化や労働者の賃金の上昇につながり、デフレ脱却や経済の再生に向けた好循環が生まれるため、本措置は手段として有効である。 また、都市再生・地方創生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本条例減額制度は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>都市再生・地方創生を推進する (地方公共団体によって条例減額制度を導入する目的が異なるため、数値指標・数値目標の設定には馴染まない。)</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度 商業地等に係る減額措置 創設 平成 18 年度 延長 平成 21 年度 延長 (商業地等に係る減額制度) 税負担急増土地に係る減額措置 創設 平成 24 年度 延長 (商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置) 平成 27 年度 延長 (同上)</p>